

静岡福祉大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする。

第2節 自己評価

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- 2 自己評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。
- 3 自己点検・評価委員会に関する規程は別に定める。

第3節 組 織

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学部学科及び学生定員は次のとおりである。

学 部	学 科	入 学 定 員	編入学定員 (3年次)	収容定員
社会福祉学部	福祉心理学科	80人	5人	330人
	医療福祉学科	60人	5人	250人
	健康福祉学科	60人	5人	250人

(学部及び学科の目的)

第4条 学部及び学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉学部福祉心理学科では、心の問題を中心とした相談援助技術にかかわる幅広い学識の涵養を図る。
- (2) 社会福祉学部医療福祉学科では、医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築にかかわる幅広い学識の涵養を図る。
- (3) 社会福祉学部健康福祉学科では、高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康にかかわる幅広い学識の涵養を図る。

(静岡福祉大学総合研究所)

第5条 本学に静岡福祉大学総合研究所を置く。

- 2 静岡福祉大学総合研究所の規程は別に定める。

第4節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 学長を補佐するため、必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。
- 3 前項に規定する職員に関する規程は別に定める。

第5節 教学運営協議会

(教学運営協議会)

第7条 大学の管理運営に関する重要事項を審議決定するため本学に教学運営協議会を置く。

- 2 教学運営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

第6節 教授会

(教授会)

第8条 本学の学部にて、重要事項を審議するため教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第7節 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 本学の開学記念日 10月31日

(4) 春期休業日 3月20日から4月6日まで

(5) 夏期休業日 7月20日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで

- 2 必要がある場合には、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は8年をこえて在学することができない。ただし、第19条、第20条及び第21条の規定により入学した学生は、第22条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数をこえて在学することができない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(3年次編入学)

2 3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に規定する者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有するものに限る。）

3 前項の規定により編入学した者の在学期間は、第12条の規定にかかわらず、2年以上4年までとする。

4 前2項の規定により編入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、経営委員会の承認を経て学長が決定する。

(入学の出願)

第16条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きについて必要な事項は別に定める。

(編 入 学)

第19条 第15条の2に定める場合の他、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は中途退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に規定する者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第 56 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(転入学)

第 20 条 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第 21 条 第 38 条及び第 39 条の規定により、退学した者又は除籍された者で、同一学科に再入学を志望する者があるときは、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第 22 条 前 3 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教学運営協議会の承認を経て、学長が決定する。

(転学科)

第 23 条 学生が所属学部内において他学科への転科をしようとするときは、欠員のある場合に限り教学運営協議会の承認を経て、学部長が許可することができる。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 24 条 授業科目を分けて、基礎科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数等は、別表 1 のとおりとする。

3 1 年間に履修登録できる単位数には、上限を設定する。

(教職課程)

第 24 条の 2 教育職員法による免許状を取得しようとする者は、同法及び同法施行規則に定める科目の単位を取得しなければならない。

2 教職に関する科目及び単位数は別表第 2「教職に関する科目」に定める。

3 教職に関することは別に定める。

(単位)

第 25 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲内で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な時間数を考慮して 1 単位とする。

(授業期間)

第 26 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第 27 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 28 条 試験等の成績評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修)

第 29 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教学運営協議会の承認を経て、60 単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項により修得したものと認めた単位と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)及び前条第 1 項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、62 単位を超えないものとする。

(その他)

第 32 条 この節に定めるもののほか、履修方法等については、別に定めるところによる。

第 4 節 休学、留学及び退学

(休 学)

第 33 条 疾病その他特別の理由により 2 月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出、許可を得て休学することができる。

2 疾病その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 34 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 13 条の在学期間には算入しない。

(復 学)

第 35 条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第 36 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 37 条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 40 条に定める在学期間に含めることができる。

3 第 29 条第 2 項の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退 学)

第 38 条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署をもって学長に願い出、許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、経営委員会の承認を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 13 条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第 34 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 節 卒業及び学位

(卒 業)

第 40 条 本学に 4 年（第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定により入学した者については、第 22 条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に規定する各学科所定の卒業に必要な単位以上を修得した者については、教学運営協議会の承認を経て、学長が卒業を認定する。

2 第 15 条の 2 の規定により 3 年次編入学した者に前項の規定を適用する場合には、「4 年」を「2 年」と読み替える。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第 41 条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

社会福祉学部	福祉心理学科	学士	(福祉心理学)
	福祉情報学科	学士	(福祉情報学)
	医療福祉学科	学士	(医療福祉学)
	健康福祉学科	学士	(健康福祉学)

第 6 節 賞 罰

(表 彰)

第 42 条 学生が学業成績及び性行が特に優秀で他の学生の模範とするに足る者があるときは、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第 43 条 本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 7 節 研究生、科目等履修生、委託生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 44 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 45 条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(委託生)

第 46 条 本学において、官公庁、学校団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第 47 条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第 48 条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 49 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規程)

第 50 条 研究生、科目等履修生、委託生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 8 節 検定料、入学金及び授業料等

(検定料)

第 51 条 本学に入学を志願する者は、検定料として 30,000 円を納付しなければならない。

(入学金)

第 52 条 本学に入学を許可された者は、入学金として 300,000 円を納付しなければならない。

(授業料等)

第 53 条 本学の授業料等は、年額で次のとおりとし、毎年 4 月 30 日までに納付しなければならない。ただし、4 月及び 10 月の 2 回に分けて納付することができる。

	授業料 (円)	施設設備維持費 (円)	計 (円)
社会福祉学部 福祉心理学科	540,000	410,000	950,000
福祉情報学科	540,000	360,000	900,000
医療福祉学科	540,000	410,000	950,000
健康福祉学科	540,000	410,000	950,000

(復学の場合の授業料)

第 54 条 前学期又は後学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 55 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 56 条 前学期又は後学期の中途において休学、退学、転学及び除籍された者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が前学期または後学期の全期間にわたるときは、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の減免等)

第 57 条 経済的理由により授業料の納付が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料を分割して納付させることができる。

2 授業料の減免及び授業料の分割納付に関し必要な事項は、別に定める。

(入学金の納付)

第 58 条 入学金は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第 59 条 既納の授業料等は、還付しない。

第 9 節 図書館

(図書館)

第 60 条 本学に附属図書館を置く

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

第 10 節 公開講座

(公開講座)

第 61 条 社会人の教養を高め、文化向上に資するため、公開講座を行うことができる。

2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。

第 11 節 雑則

(委任)

第 62 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則 (平成 16 年 3 月 9 日程第 7 号)

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 8 日則第 3 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 5 月 25 日則第 2 号)

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 13 日則第 5 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 30 日則第 6 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 11 月 29 日則第 2 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 22 日則第 1 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日則第 5 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 10 日則第 6 号）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 2 日則第 11 号）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度における入学定員及び収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

年度 学部・学科		平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		入学 定員	編入学 定員 (3 年次)	収容 定員	入学 定員	編入学 定員 (3 年次)	収容 定員	入学 定員	編入学 定員 (3 年次)	収容 定員
社 会 福 祉 学 部	福祉心理学科	80 人	5 人	300 人	80 人	5 人	310 人	80 人	5 人	320 人
	医療福祉学科	60 人	—	60 人	60 人	—	120 人	60 人	5 人	185 人
	健康福祉学科	60 人	—	60 人	60 人	—	120 人	60 人	5 人	185 人
	福祉情報学科	—	—	243 人	—	—	160 人	—	—	80 人